

TAKAHAMASHI

SHOKOKAI NEWS

【高浜市商工会報】

Vol.255

発行/高浜市商工会

〒444-1333

愛知県高浜市沢渡町 4-6-2

TEL (0566) 53-1827

FAX (0566) 53-5661

HP:<https://www.takahama-shokokai.com>

E-mail:takahamaskk@katch.ne.jp



2021.12.10

高浜市商工会会員数 = 964事業所 (令和3年11月19日現在)

新会員紹介

会員募集中！！

お知り合いで未加入の方がいらしたらぜひご紹介ください。

加入日付順 ※令和3年11月19日現在

事業所名	代表者名	業種
MTサロン神明店	矢幡佳代子	化粧品販売
池田税理士事務所	池田慎一	税理士業
Happy Blue	市川恵理	小売業、飲食店

○商工会は税務、経理を的確にサポートします。

持続化給付金、融資相談等で売上帳など財務諸表の提出を求められる機会が増えております。商工会では個人事業者に代わって、財務諸表や決算書をコンピューターで作成し、データをもとに経営改善の提案、節税対策のアドバイス、確定申告のお手伝いをします。正確な記帳を求められる、消費税インボイス制度も始まります。

手数料等につきましては商工会までお問い合わせください。

○記帳継続指導

毎月1回、商工会に手書きの帳簿類、または自主会計ソフトを持参していただき、税理士会から推薦された税理士が記帳の仕方から決算まで丁寧に指導します。(指導期間：原則1年)

○記帳機械化指導 (パソコン会計)

1ヶ月分の取引の記録(出納帳、振替帳など)を持参していただき、その伝票を確認し、商工会にてパソコン会計処理をします。(指導期間：お申し出がない限り毎年継続になります)

※費用等詳細に関しては高浜市商工会(0566-53-1827)までお問い合わせください。

※対象者は小規模事業者に限ります。(所得について条件があります)

～労働保険は、労働者をひとりでも使用している事業場は、必ず加入しなければなりません。～

「商工会が労働保険事務を引き受けます」

商工会に事務委託すると…

- ①一括して事務処理をするので、皆様の事務処理の負担が軽減します。
- ②事業主及び家族従業員の方も、労災保険に加入することができます。
- ③労働保険料の額に関係なく、年3回に分けて納付ができます。

*建設業の一人親方労災保険特別加入も取り扱っています

「愛知県最低賃金」は、令和3年10月1日から

時間額

955円



に改正されました。

愛知県特定最低賃金5業種で12月16日から改定されます

特定最低賃金名	最低賃金（1時間）	特定最低賃金名	最低賃金（1時間）
鉄鋼業	996円	輸送用機械器具製造業	976円
はん用機械器具製造業	968円	自動車（新車）小売業	955円

愛知県内の事業場で働く常用、臨時、パートなどすべての労働者に適用されます。

詳しくは、愛知労働局労働基準部賃金課（電話052-972-0257）、または、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

最低賃金額の確認をお願いします！

諸規程の廃止について

令和3年11月19日（金）開催の理事会において、街路灯の市への移管、事業等の完了に伴い、次の4つの規程が廃止されましたので、お知らせします。

【実施時期】令和3年12月10日

- ①高浜市商工会街路灯管理規程
- ②高浜市商工会地域振興活性化事業運営委員会設置規程
- ③地域産業人材育成・指導事業委員会設置規程
- ④小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業委員会規程

年末年始における商工会業務の休業のお知らせ

年末年始の休暇に伴い、下記の通り商工会の業務を休業させていただきますので、お知らせします。会員の皆様にはご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願い致します。

休業期間：令和3年12月29日（水）～令和4年1月3日（月）

※令和4年1月4日（火）より通常の業務を行います。